

公益通報者保護法の一部を改正する法律の概要と実務への影響

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
参事官補佐・公認内部監査人

三宅好浩 Yoshihiro Miyake

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
政策企画専門官・弁護士

篠原克生 Katsumi Shinohara

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
政策企画専門官・弁護士

岩田朋子 Tomoko Iwata

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
主査

倉本 想 So Kuramoto

I はじめに

令和7年6月4日、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号。以下「改正法」といい、改正法による改正後の公益通報者保護法（平成16年法律第122号）を「新法」、改正法による改正前の公益通報者保護法を「現行法」といい、区別の必要がない場合は「法」という。）が可決・成立し、同年6月11日に公布された。改正法は、一部の附則規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ（改正法附則1条）、今後、具体的な施行日が定められる。本稿では、改正の経緯及び改正法の概要を説明するとともに、現時点で考えられる実務への影響についても言及することとしたい。

なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

II 改正の経緯

1 公益通報者保護制度検討会及び法案提出

法は、事業者による食品偽装やリコール隠し等、国民生活の安全・安心を損なう事業者の不

祥事が相次いだことを受け、事業者の法令違反の発生と被害拡大を防止するため制定され、その後令和2年に改正され、附則において施行後3年を目途とする検討規定が設けられた。

消費者庁は、当該検討規定に基づき、公益通報者保護制度をめぐる近年の国内外の動向を踏まえた我が国の制度の課題と対応について検討を行うため、公益通報者保護制度検討会（座長・山本隆司東京大学大学院法学政治学研究科教授。以下「検討会」という。）を設置し、有識者による議論が行われ、令和6年12月27日、検討会の提言をまとめた報告書が公表された。さらに、令和7年3月4日、当該報告書を踏まえた「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第217回国会に提出された。なお、当該法案は、検討会において具体的な方向性が得られた事項を全て反映し、立案されたものである。

2 国会審議

衆議院では、令和7年4月15日に本会議で改正法案の趣旨説明及び質疑が行われた後、消費者問題に関する特別委員会に付託され、同日、提案理由説明が行われた。さらに、同月17日に質疑が行われ、同月22日に参考人の意見陳述及び質疑が行われた後、同月23日に、野党からの修正案の提出及び質疑が行われた。同月